

令和2年5月15日

東久留米市立小・中学校保護者 様

東久留米市教育委員会

モバイルルーターとタブレット端末の貸出しについて

日頃より、本市の教育行政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。
児童・生徒の家庭におけるオンライン学習を支援するために、本市でもモバイルルーターを各学校に配備することとなりました。
つきましては、市内全小中学校において次のように対応いたします。

1 学校からの貸出物

- (1) タブレット・モバイルルーターセット 30セットまで
セット内容：児童・生徒用タブレット端末、タブレット用電源アダプター、マウス、モバイルルーター、USBケーブル
- (2) モバイルルーターセット 15セットまで
セット内容：モバイルルーター、USBケーブル

2 貸出し期間

令和2年5月18日（月）午後～5月31日（日）

※ 緊急事態宣言に伴う臨時休業によって、延期する場合があります。

※ 準備の整った学校から貸出しを行います。貸出し開始日については、各学校にお問い合わせください。

3 貸出し対象

- ・インターネットの通信環境が整っていない家庭
- ・インターネットのデータ通信量に上限があり、長時間利用することができない家庭

4 貸出しから返却まで

- (1) 貸出しを利用する場合、保護者から学校へ連絡をしていただき、学校へ取りに行く日時を決めてください。
- (2) 学校へ取りに行くときは、「モバイルルーター等借用申請書」を学校ホームページからダウンロードし、記名・押印をしていただくか、もしくは印鑑を持参してください。
- (3) 貸出期間が終了しましたら、速やかに学校に返却をお願いします。返却の際に、「モバイルルーター等借用申請書」を学校からお返しします。

5 お願い

- (1) 別紙の「タブレット端末とモバイルルーター活用のルール」について、お子様とよくご確認のうえ、家庭でのインターネットを活用した学習を行ってください。
- (2) ルーターのデータ通信量が3日間で4.5ギガバイトを超えると反応が遅くなります。4日目には元通りに使用できます。
- (3) 貸出す物は、耐水性ではありません。水や飲み物で濡れることのないようにしてください。
- (4) ご不明な点がありましたら、担当までご連絡ください。
- (5) 貸し出し可能な機器の台数には限りがあります。希望者が多い場合には、期間の短縮や学校での使用など、調整する場合があります。

【担当】

市役所代表 042-470-7777

〔機器取扱に関すること〕 教育総務課経理係(内線 4909)

〔学習内容に関すること〕 指導室指導主事(内線 3131)